◎新潟県告示第815号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年７月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

名　　称	所　在　地	変更事項	旧	新	変更年月日
新潟県厚生連栃尾郷クリニック	長岡市栄町２丁目１番50号	名称	新潟県厚生連栃尾郷診療所	新潟県厚生連　栃尾郷クリニック	平成28年４月１日
片桐記念クリニック	新発田市住吉町４－３－９	名称	片桐医院	片桐記念クリニック	平成27年11月１日